医師のための

# 法律相談コーナー

弁護士　矢吹（やぶき）　徹雄（てつお）
弁護士　高橋（たかはし）　和征（かずまさ）

## 近時の医療判例（59）

### －説明義務違反と死亡との因果関係が認められた事例－

＜ERCP・胆道鏡検査後に死亡した事案で、同検査につき説明義務違反があるとした上で同義務違反と死亡との因果関係も認めて約6300万円の損害賠償を認容した例＞
（東京地裁令和７年７月18日
医療判例解説118号２頁）

**１　事案の概要**

⑴　患者Ｄ（女性・死亡時72歳）は、令和２年５月19日、被告法人が設置・運営する本件病院消化器内科を受診し、同年９月４日、肝生検を受けて自己免疫性肝炎と診断された。

　同年12月25日、本件病院消化器内科の被告Ａ医師の外来診察を受け、胆管膵管撮影（以下「MRCP検査」）を受け、原発性硬化性胆管炎（以下「PSC」）に矛盾しない所見とされた。

⑵　患者Ｄは、令和３年１月20日及び同年２月３日、外来診察を受け、被告Ａ医師によるERCP検査及び胆道鏡検査を受けることを決め、２月15日には本件病院に入院し、同月17日に上記検査を受けた。

⑶　患者Ｄは、同月18日午前１時30分頃より上腹部疼痛を訴え始め、ERCP検査後膵炎、その後に重症急性膵炎と診断されて治療を受けていたが、同月19日午前０時30分頃、トイレに行った際に意識レベルが低下して心停止の状態となり、同日午後10時５分、死亡した。

⑷　原告である患者Ｄの夫と子４名は、被告らに手技上の過失や説明義務違反などがあったと主張し、患者Ｄの損害約１億9000万円のほか原告ら固有の損害にかかる賠償金などの支払いを求めた。

**２　判旨**

　本稿では、因果関係を中心に説明しますので、因果関係とその前提となる説明義務違反の有無に関する判旨を確認します。

【判旨】

〇説明義務違反の有無

「本件においては、検査を行う緊急性は必ずしも高いものではなかった。そして、被告Ａ医師は…死亡のリスクについて説明しなかったばかりか、むしろERCP検査がどのようなものであるかという質問に対して胃カメラのようなものであると説明…患者Ｄは…リスクが胃カメラと同程度と誤信して検査を受けることを決めていた。…本件のような状況のもとで患者Ｄ１人のみに説明したのでは、十分な理解を得ることは難しいというほかない。…リスクが胃カメラと同程度であるとの患者Ｄの誤信が解かれぬままこれらの検査が実施されたという本件の事情のもとにおいては、被告Ａ医師には、これらの検査による死亡の危険性に関する説明義務違反がある。」

〇因果関係の有無

「患者Ｄは、…身体に負担のかかるような検査や治療は避ける方針であり、これを家族と共有していた。他方で、ERCP検査及び胆道鏡検査は、たとえ検査であっても偶発症の頻度は決して低くなく、致死的になることがあるものであった。そして、患者Ｄら家族は日常的に様々なことを相談し合う関係で…身体に負担のかかるような検査や治療を避ける方針を共有していたことを踏まえると、検査の緊急性、偶発症の発症確率、死亡の危険性等が適切に説明されていたとすれば、腫瘍マーカーの増大等があったこと、PSCに罹患している場合、通常人と比較して胆管がん等を高率に併発することを考慮しても、…家族で相談して今回の検査を見送っていた高度の蓋然性があるということができる。そのため、説明義務違反がなければ、患者ＤはERCP検査及び胆道鏡検査を受けず、死亡することもなかったと認められることから、説明義務違反と結果との間の因果関係が認められる。

〇損害

　患者Ｄの損害として「5039万8954円」（内訳として慰謝料2500万円、給与所得逸失利益1738万6138円、老齢基礎年金逸失利益801万2816円）と、原告ら（夫、子４名）の損害（慰謝料、葬儀費、弁護士費用、交通費など）と合わせた合計約6300万円の損害を認容した。

**３　本判決のポイント**

⑴　本判決は、説明義務違反を責任原因とした上で、当該義務違反と死亡結果との間に因果関係が認められると判断されたケースです。説明義務違反の事例はこのコーナーでも度々取り上げていますが、説明義務違反が認められた場合に死亡等結果との因果関係まで認められたケースは多くなく、自己決定権侵害としての慰謝料等に限って認められるケースが多いものと思われます（北海道医報第1276号「近時の医療判例(50)」、第1285号「近時の医療判例（57)」でご紹介したケースも説明義務違反を認めたものの、説明義務違反と後遺障害との因果関係は否定して慰謝料のみが認められています)。

　そのため、以下では、どのような事実関係がある場合に、説明義務違反と死亡等結果との因果関係が認められる可能性が高いのかを確認していきます。

⑵　まず、前提として、医療過誤訴訟における因果関係とは、医療従事者の過誤行為によって後遺障害や死亡等の悪しき結果が生じたことを指しますが、証明の程度としては「特定の事実が特定の結果発生を招来した関係を是認しうる高

度の蓋然性を証明すること」とされています。

この点、前掲第1285号「近時の医療判例（57）」でご紹介した大阪地裁令和７年３月25日判決でも、「仮に原告が…正確な説明をされていたとしても、…経過観察によってAVMの根治が期待できる状況になかったことを考慮すると、原告がAVM摘出術（経過観察とは異なり、根治が期待できる治療方法である。）を選択しなかった高度の蓋然性があると認めるのは困難である。したがって、本件説明義務違反と本件後遺障害との間に因果関係があるということはできない」と判示されており、説明義務違反がなかったとすれば治療方法を変更していたという「高度の蓋然性」までは存せず、そのため、因果関係は認められないと結論づけています。

⑶　他方、本件と同様に説明義務違反と後遺障害や死亡等の結果との間における因果関係を認めた事例（以下「参考判例」）として、以下の事例があります。

**ア　大阪地裁平成17年７月29日判決**

「本件患者は、…本件手術方法の破裂予防効果は、…確実性が低いこと、…本件手術をしないで、左内頸動脈狭窄の治療のために抗血小板剤投与のみを実施するか、より詳しい検査を実施した上で、当面、特別な治療を行わず、経過観察を続行するという有力な選択肢があること等の説明を受けていないところ、…上記の説明を受けていれば、あえて開頭手術という重大な身体的侵襲を伴う医療行為を受けずに、左内頸動脈狭窄に対する抗血小板剤の投与という治療方法を選択するか、当面、特別な治療を行わず、経過観察を続行するとの選択をする者も相当数いるものと解される。」「本件患者は、本件手術前の脳血管撮影の段階から同検査を嫌がり、…本件手術も嫌がっており、もし本件動脈瘤が破裂した場合はそれは運命なので仕方がないと考えていたのに対して、…上記のとおりの説明を怠ったばかりか、…本件動脈瘤が破裂しやすいと誤解を与えるような説明や、左内頸動脈狭窄に対する抗血小板剤の投与が本件患者の本件手術前の症状の改善に必要であるかのような説明をして、積極的に手術を勧めたことにより、原告らが本件患者を説得した結果、本件患者が本件手術の実施を了承するに至ったことが認められる。以上によれば、被告担当医が本件説明義務を尽くしていたならば、本件患者は、本件手術の実施に同意せず、左内頸動脈狭窄に対する抗血小板剤投与の治療方法を選択するか、当面、特別な治療を行わず，経過観察を続行するとの選択をした高度の蓋然性があると認められる。よって、本件過失と本件患者の死亡との間には相当因果関係があると認めるのが相当である。」

⑷　いずれも因果関係を肯定した、本判決と参考判例を検討すると、その共通点としては、大きく３点が挙げられます。

まず、「当該治療方法の緊急性・必要性」の点があります。上記因果関係否定裁判例のように説明の有無にかかわらず、緊急性・必要性が高い治療方法ということであれば因果関係は否定される傾向にありますが、他方、本判決のように緊急性がない場合、あるいは、参考判例のように別の有力な選択肢があるような場合は、説明があれば別の方法を選択していたはずということになります。

次に、「説明の内容」として、単純に説明しなかったというだけでなく、誤解を招くような説明をしたという点があります。すなわち、本判決では、「胃カメラのようなもの」と説明した点、参考判例では手術の必要性の点でそれぞれ誤解を招く説明をしています。

さらに、「患者や家族の意向」も判断要素となります。本判決では身体に負担がかかる検査や治療を避ける方針でそれが家族とも共有されていたこと、参考判例では当該手術も嫌がり、手術をせずに動脈瘤が破裂した場合は運命なので仕方がないと考えていたという前提事実があり、このような場合には、適切な説明があれば別の方法を選択していたはずという判断になりやすいです。

説明義務違反が認められた場合に、死亡等の結果との因果関係までが当然に認められるものではありませんが、上記のとおり、①「当該治療方法の緊急性・必要性」が高くない場合、②「説明内容」として単なる説明不足にとどまらず誤解を招くような説明をした場合、③「患者や家族の意向」として当該治療方法に対する消極的な意向が示されていた場合には、とくに因果関係が認められて認容される損害賠償額も多額になる場合があることを想定しなければなりません。

⑸　最後に、因果関係が認められた場合に認容される死亡や後遺障害における損害である「慰謝料」や「逸失利益」についても説明します。

医療訴訟における「慰謝料」や「逸失利益」は、多数の事例蓄積がある交通事故事案の算定基準を参考にした上でこれを修正して算定されることが通常です。そこで、交通事故で一般的に用いられている基準（一応の目安）をご紹介すると、死亡慰謝料が世帯における立場に応じて2000万円～2800万円程度（年齢や家族構成等により増減）、後遺症慰謝料が第14級110万円～第１級2800万円程度とされています。また、「逸失利益」とは、稼働収入や年金収入の利益喪失を指しますが、死亡逸失利益は収入と就労可能年数によって計算されます（後遺障害の場合はその他に後遺障害等級に応じた「労働能力喪失率」が影響します）ので、収入が多額の人ほど逸失利益が多額になります。

本件の患者Ｄについても、慰謝料2500万円のほか、「年1595万円の給与所得」と「老齢基礎年金として年145万6452円」という高額の収入を前提として算出された逸失利益として約2500万円が認められています。